

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令	{	(イ) 第41条	{
		特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外	
		(a) 新築されたもの	
		(b) 建築後使用されたことのないもの	
		特定認定長期優良住宅	
		(c) 新築されたもの	
		(d) 建築後使用されたことのないもの	
		認定低炭素住宅	
		(e) 新築されたもの	
		(f) 建築後使用されたことのないもの	
(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）	{		
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの			
(b) (a) 以外			

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

千葉県安房郡鋸南町長 様

申請者 住 所

氏 名

所 在 地	
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申 請 者 の 居 住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床 面 積	m ²
構 造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工 事 費 用 の 総 額 ((ロ)(a)の場合に記入)	円
売 買 価 格 ((ロ)(a)の場合に記入)	円

<備考>

- 1 { }の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、(ロ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 『建築年月日』の欄は、(イ)(b)、(d)又は(f)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 『所得年月日』の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ)(a)、(c)又は(e)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 『所得の原因』の欄は、上記(イ)(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 『申請者の居住』の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 『構造』の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記録された構造を記載すること。
- 7 『区分建物の耐火性能』の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

《添付書類》

- 1 登記済証の写し又はこれに代わるもの
- 2 所有者の住民票の写し（住所が所在地と異なる場合、入居予定申立書）
- 3 抵当権設定登記の場合、金銭消費貸借契約書又は抵当権設定契約書
- 4 認定長期優良住宅である場合、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書